

ジャパンスチールブリッジ
コンペティション 2021
JSBC2021

公式ルールブック

Ver. 1.5

2021 年 8 月 23 日

目次

| | |
|-----------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 橋梁の設計条件 | 3 |
| 3. 各競技の概要および進め方 | 7 |
| 4. 表彰と採点 | 13 |
| 5. 用語および定義 | 17 |
| 6. ペナルティ | 18 |
| 7. その他 | 19 |

1. はじめに

ジャパンスチールブリッジコンペティション(JSBC)は、学生自身が橋梁の設計、製作と架設を行い、“ものつくり”の真の楽しさを経験するコンペティションである。

コンペティションの目的は、以下の通りである。

- コンペティション（“ものつくり”）を通じて学生や参加者の基本的な工学知識の応用力、問題解決能力を培うこと
- 学生や参加者の協調性を養うこと
- 学生や参加者間の交流を図ること

また、学生が諸先輩や教員から、設計・製作技術の知識を習得することにも期待している。

1.1 コンペティションの概要

1.1.1 各チームは、本ルールブックに従って橋梁を設計しなければならない。

ルールに従っていない橋梁は、いかなる部門においても表彰される資格はない。

1.1.2 コンペティションは、“架設競技”，“美観競技”，“載荷競技”から構成される。

1.1.3 コンペティションの結果は、“架設ポイント”，“構造ポイント”，“美観・デザインポイント”，“総合ポイント”的4部門により評価する。1.2.1の橋梁の条件を満たすのみ、評価の対象とする。評価部門ごとに最小ポイントのチーム（“美観・デザインポイント”は最多得票のチーム）を第1位とし、各部門に対して2チームを表彰します。

1.1.4 参加学生は、大学の「学生研究災害傷害保険」あるいは各自傷害保険に加入しなければならない。コンペティションの主催者側は、橋梁の製作段階も含めて、コンペティション中に発生するいかなる傷害に対しても責任は負わない。

1.2 橋梁の定義

1.2.1 本ルールブックでは、以下の条件を満たすもののみを橋梁と定義する。

- (1) 2.1に示す基本条件に合致した橋梁であること。
- (2) 3.2.10に示す横方向の安定性の確認を満足すること。
- (3) 架設時間が3.2.2に示す上限値(40分)以内であること。
- (4) 載荷競技時の橋梁のたわみが、3.4.19に示す崩壊とみなす値($\pm 10\text{mm}$)以内であること。

1.2.2 1.2.1の橋梁の定義を満たさないものは、原則として、いかなる評価部門においても評価の対象とはならない。

1.3 安全の確保

1.3.1 安全が最優先であり、いかなる場合にも安全に十分な配慮を行うこと。

1.3.2 安全に架設できない橋梁や、主催者側から貸与された錘等を用いて安全に載荷のできない橋梁は、いかなる部門においても表彰の対象とはならない。

1.3.3 設計段階での安全への配慮

コンペティションに参加するチームの製作する全ての橋梁、部材、および接合構造も全てこのルールブックに書かれた規定に従い、安全な構造となるよう設計せねばならない。

1.3.4 製作過程での安全への配慮

いかなる製作段階においても、溶接、切断、切削、孔あけ等に用いる工具や電動工作機械の使用方法について十分理解の上、細心の注意を払って使用しなければならない。学生の所属する大学等の安全管理マニュアルなどに目を通し、安全教育を受講したうえで、製作を行うこと。

1.3.5 コンペティション当日の安全への配慮

- (1) 長ズボン、手袋、ヘルメット、防塵メガネと安全靴を適切に着用すること。
 - a) 手袋については、指先を出すために、先端を切ることは認められない。また、極端に薄い手袋（調理や手術用）に関してはその使用を禁止する（写真－1.1）。
 - b) 長ズボンや手袋などの防護服は各自で準備すること。
 - c) サンダル履き、短パン着用など不適切な服装での参加は認めない。
 - d) 眼鏡を使用している場合には、防塵メガネを着用する必要はない。
- (2) コンペティションを通して、審判は、架設・載荷作業者が危険な行動をしようとしていると判断できる場合には、競技の続行を止めさせる権限を有する。



写真－1.1 手術用手袋の例

2. 橋梁の設計条件

2.1 基本条件

2.1.1 架設現場は、長手方向 7m、幅方向 2m の長方形のフィールドである。

(1) 端部に幅 4000mm の河川が流れている。

(2) 河川、河川敷、架設ヤード、橋台と架設現場の境界は、図-2.1 に示すとおりである。

2.1.2 橋梁は橋台上に設置する。

2.1.3 架設競技終了時に、橋梁のいかなる部分も橋台上面より下方にはみ出してはならない（図-2.2）。

2.1.4 橋台は指定された位置に設置され、移動できない。

2.1.5 橋梁の架設時には橋台上面を使用できるが、部材等を仮置きする場合には、不安定にならないように平積みとすること。また、架設後の橋梁は、載荷前から載荷後まで橋台上の指定範囲（図-2.3）で接していなければならず、指定範囲外での接触を認めない。

2.1.6 荷重を 3.4 に指定された条件で載荷できなければならない。

2.1.7 橋台は、図-2.2 に示す指定位置に固定する（橋軸方向の間隔を 2700mm、橋軸直角方向の間隔を 400mm）。橋台の形状は図-2.3 を参照のこと。

2.1.8 橋梁には、路面の縦横断勾配も考慮して 2 車線分（1 車線あたりの空間は幅 250mm×高さ 300mm）の車両通行を想定した空間が、橋梁全長にわたって確保されなければならない（図-2.4）。

2.1.9 橋梁は図-3.3 に示す 6 候補の位置に錘載荷用の木製床版（600×600×50mm、以下床版と称する）が設置できなければならない。

2.1.10 (1)床版は 2 本以上の横桁で安定的に支持され、横桁以外で橋梁と接してはならない。

(2)横桁は橋軸方向と直交する橋軸直角方向部材であり、長さは 600mm 以上なければならぬ。

2.1.11 橋梁は全て剛な部材で構成されなければならない。

2.1.12 架設段階ではボルト（ヘッド、ナットおよびワッシャー）によって橋梁を組み立てなければならない。

(1) 部材の製作段階では溶接接合、ボルト接合のいずれを用いることもできるが、架設現場での溶接接合の使用を禁ずる。

(2) ボルトとナットのみでの接合を可能とし、ワッシャーは省略しても良い。なお、スプリングワッシャーやボルトとワッシャーが一体となったものを使用することはできない。

(3) スパナ、ラチェット、モンキーレンチ等の工具は各チームで準備する。

(4) 架設段階では、バッテリーや外部電源を使用する電動工具を使用できない。

2.1.13 部材にねじ加工を施してはいけない。

2.1.14 橋梁は鋼材を用いて製作せねばならない。

(1) コンペティションの目的上、鋼材とは、強磁性を示す合金鋼と定義する。
アルミやステンレスは使用できない。

(2) 鋼材の接合にはんだやろう付けの使用は認めない。

(3) 橋梁への塗装, ステッカー貼付, このほかの装飾品の取り付けは行ってよい.

2.1.15 架設中も橋梁の完成後もその形状や寸法が変わらない部材を使用せねばならない.

- (1) 1つの部材は, $150 \times 150 \times 800\text{mm}$ の容積の箱に入り, かつ1つの部材あたりの重さが 10kgt を超えてはならない(図-2.5 参照).
- (2) 予め溶接やボルト接合されたものでもこの箱に入れば部材とみなすことができる. ただし, コンペティション中この接合部を緩めたり外してはならない.
- (3) 部材およびいくつかの部材から構成される架設ブロックは, 架設中および橋梁完成後の載荷競技時においても, 変形による形状や大きさの変化が軽度でなければならぬ.

2.1.16 架設ヤードに準備した全ての部材を用いて橋梁を組み立てなければならない.

架設時だけ一時的に用い, 完成系では使用しない部材は使用できない.

2.1.17 橋梁に電気式, 電磁気式, 油圧式, ないしはその他の機械的なセンサーや制御システムを組み込んではならない.

例えば, 電線, 電線管や真空管のような非機械的エネルギー伝達装置, エネルギー変換, 貯蔵装置, 電磁石, 電池, モーター, 油圧式・流体式ピストン, タービン, 化学反応器, 圧力容器, 予荷重バネや起爆装置

2.1.18 架設が完了した後もほかの橋梁にエネルギーを伝えたり, 出したりしてはならない.

- (1) 例えば, 力学的, 磁気的, 流体的, あるいはそれ以外の力を及ぼすこと, 音, 光, 磁波, 波動や光波などを及ぼすこと, 熱伝動や熱対流を及ぼすこと, 電流を流すこと.
- (2) コンペティションの運営上必要な力(例えば, 載荷試験や橋梁の移動などコンペティションの運営に関連するもの)や, コンペティションの参加者とは無関係な不可抗力や環境条件の変化(風, 気温や日光など)は除く.

2.2 その他の条件

2.2.1 基本条件が守られていれば, 橋梁の形式は問わない.

2.2.2 部材の抜け出しや離間・脱落や変形が容易に生じることが想定される部材同士の接合構造や連結構造は, 載荷時の安全が確保できないため禁止する.

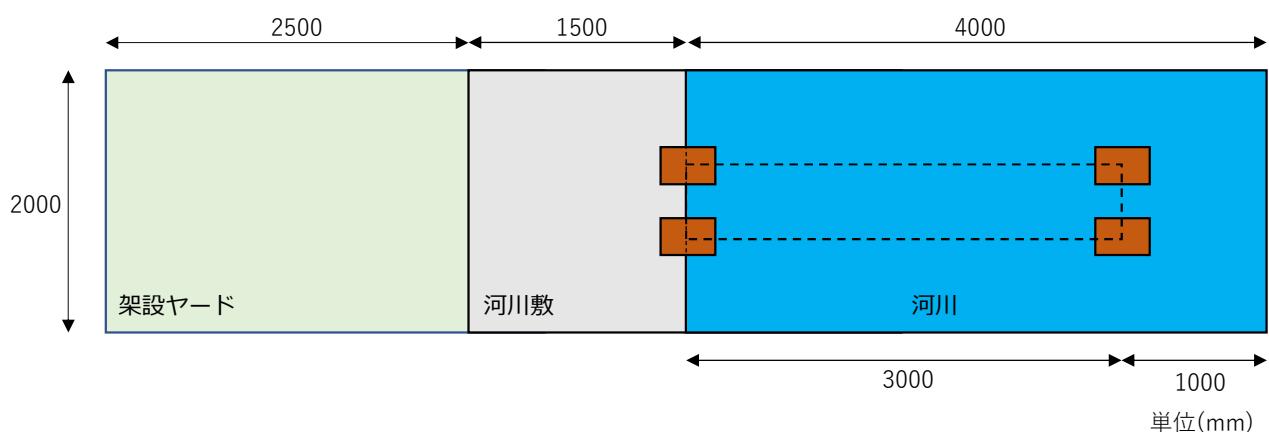


図-2.1 架設現場の平面図

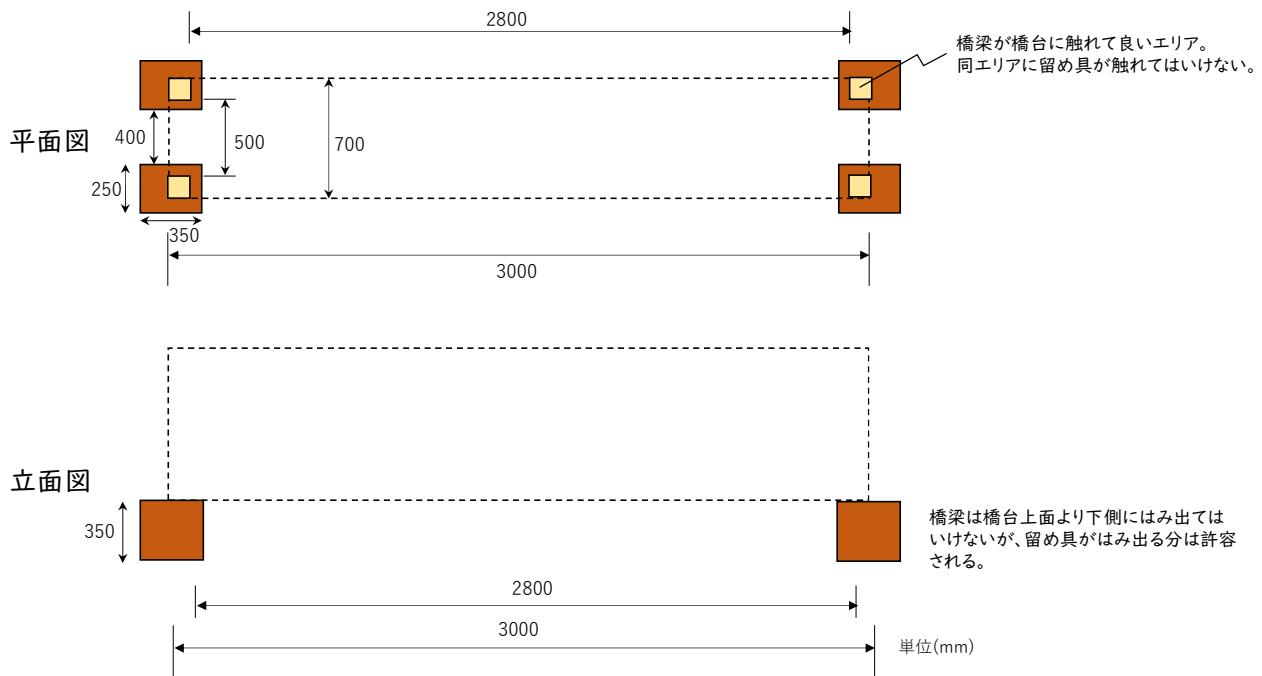


図-2.2 橋台の設置位置および橋梁の設置位置

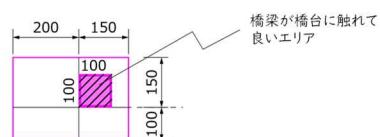


図-2.3 橋台の形状および橋梁の設置位置

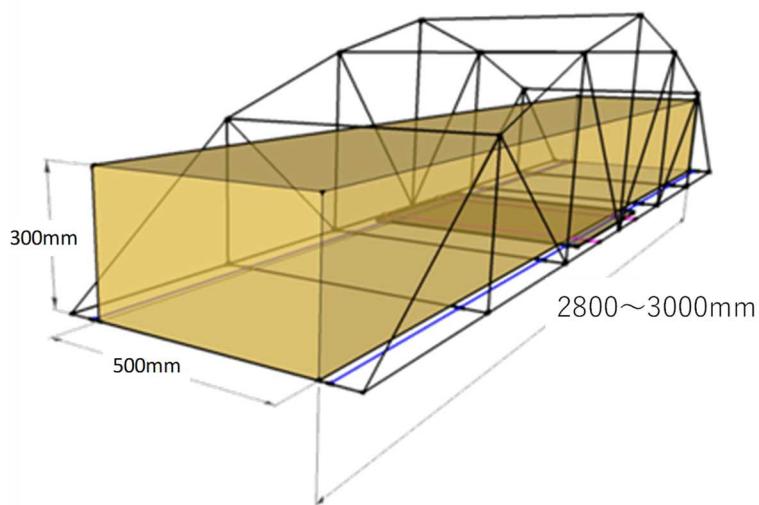
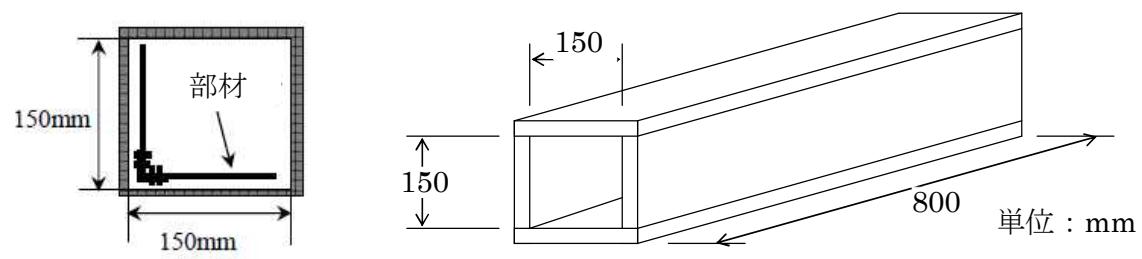
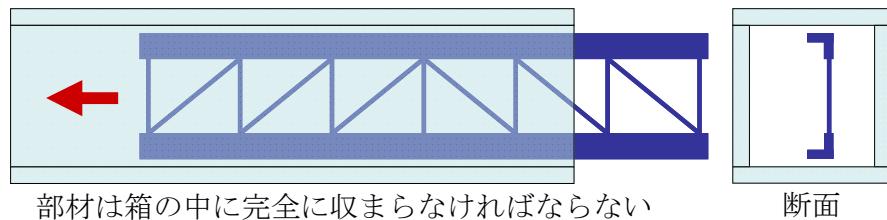


図-2.4 車両通行空間



部材の大きさの検査状況



部材は箱の中に完全に収まらなければならない

断面

図-2.5 部材の大きさの制限

3. 各競技の概要および進め方

3.1 一般

- 3.1.1 参加チームは事前にチーム名および架設作業者ならびに現場監督者をエントリーすること.
- 3.1.2 架設作業者のなかから、チームリーダー1名を選出する.
- 3.1.3 架設作業者とは別に現場監督者1名を選出することができる.
 - (1) 現場監督者は、架設作業に対してアドバイスすることができる.
 - (2) 架設作業者と現場監督者を除く、教員を含む見学者は、架設現場外の場所から見学し、架設作業に対する具体的な指示出しや注意喚起はできない.
- 3.1.4 事前に実施するキャプテンミーティング(オンライン)に、チームリーダーが出席する.
 - (1) キャプテンミーティングにおいて、各チームの製作した橋梁の本ルールとの整合性を確認する.
 - (2) 競技部会が進行役を務め、各チームリーダーからの質問形式で進める.
 - (3) 本ルールに規定されていない事項については、その場で協議して回答を行う.
- 3.1.5 キャプテンミーティング終了以降の、抗議、質問等は一切認めず、審判団が適宜判断する.

3.2 架設競技

- 3.2.1 審判は橋梁の架設に要した時間と修理に要した時間を計測する.
- 3.2.2 架設時間の上限は40分とする。架設時間の上限を超えた場合には、架設を中止する。
- 3.2.3 架設時間の上限を超過した場合には、架設作業者は架設現場の外に出るとともに、橋梁も架設現場の外に出さなければならない。その後、架設作業者は、架設現場の外で橋梁を架設することになる。

3.2.4 事前確認

(1) 部材サイズの検査

審判は架設前にいくつかの小部材を抜き出して、容積150×150×800mmの箱に収まるかを検査する。

(2) 架設作業者

- a) 架設作業者数（陸上および河川内作業者の総数）は最大6名である。
- b) 架設作業者は、各人の防護用具（ヘルメット、防塵メガネやゴーグル、手袋、安全靴）および工具を携行しなければならない。

(3) 現場監督者

- a) 現場監督者数は最大1名である。

3.2.5 架設作業の開始および終了

- (1) 架設作業の開始時には、以下の項目に従わなければならない。
 - a) 架設ヤードには部材、留め具と工具のみが置かれていること。
 - b) 全ての部材、工具と留め具は地面に置かれていること。

- i. 部材を互いにつないだ状態にしておくことや、互いに触れた状態にしておいてはならない。工具は留め具に触れていてはならない。
 - ii. 架設ヤードでは、留め具同士（ボルト、ナット、ワッシャー）は触れていてもよい。
 - iii. ポケット、ポーチや紙コップ等に留め具、工具を入れておいてはいけない。ただし、ポーチや紙コップ等は、身に着けておいてもよい。
- c) 陸上作業者は部材から手を離して架設ヤードで待機すること。
- d) 河川内作業者は河川内で待機すること。河川内作業者の工具は、架設開始後に陸上作業者より手渡され、架設作業に使われる。
- e) ストップウォッチによる時間計測と架設作業は、チームリーダーが上記の全ての項目の準備が完了したことを確認した後、審判員が時間計測の開始を宣言する。
- f) 架設時間中は、架設作業者、部材、工具、留め具やそのほかのものは、架設現場へ持ち込んだり架設現場から持ち出してはならない。工具、部材や架設ブロックは、橋台の上に載せてもよい。
- (2) 以下の場合にはストップウォッチによる時間計測を中断する。
- a) 架設作業者や審判員が怪我を招くような行為を見かけた場合
 - b) 審判員が安全管理の規則に対する違反行為を見かけた場合
 - c) 上記の行為が正されれば、架設作業者、工具、部材や架設ブロックなどを時間計測中断前の状態に戻して、時間計測を再開する。
- (3) 架設作業の完了後、陸上作業者全員が架設ヤードまで戻り、チームリーダーが「安定」と宣言した時点で架設時間の計測を終了する。このとき河川内作業者は河川内で終了を迎える。
- (4) 架設作業の完了時、橋台上には橋梁以外の物品、すなわち工具や余剰の留め具等を放置してはいけない。

3.2.6 架設作業

- (1) 架設現場には、審判、現場監督者および架設作業者以外は立ち入ることはできない。
- (2) 架設ヤード外の架設ブロックの移動や支持は架設作業者 2 名以上で行わなければならぬ。部材については、1 名の架設作業者が 1 つまでの部材を架設ヤード外で移動してよい。
- (3) 橋梁に取り付けた部材や架設部が不安定な（自立できない）場合には、それらが河川や橋台の背面の地盤に落ちないように、架設作業者が支えておかなければならない。
- (4) 接続していない部材や架設ブロックを架設部の上に一時的に置いてはいけない。
- (5) 架設ヤード上空で架設部の架設作業を行ってはいけない。
- (6) 架設部材は手のみで支える。手以外（膝、腕など）を用いて架設部材を支えることはできない。
- (7) 架設作業時に使用できる空間は、図-3.1 に示された地上から 2m までの高さで囲まれる範囲とする。ただし、部材や架設ブロックは図-3.1 に示された空間外に出てはならないが、架設作業者の体の一部が空中で一時的に図-3.1 に示された空間外に出ることは許容される。

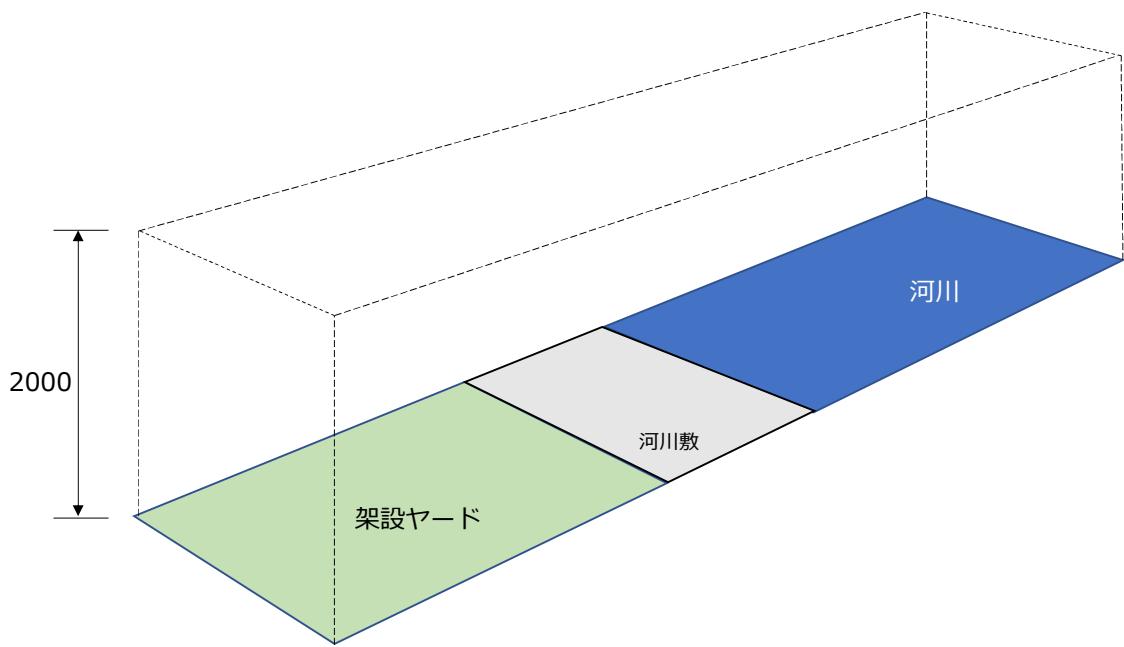


図-3.1 架設作業空間

3.2.7 違反および事故の発生時

- (1) 安全性に関する規則（後述の 3.2.13 禁止事項）に違反した場合、時間計測は中断し、審判員が違反内容について説明する。
 - a) 時間計測の再開前に、架設作業者、工具、部材、架設ブロックや留め具は違反前にあった場所に戻さなければならない。
 - b) 参加チームは、審判員から架設再開の了承を得た後に、安全に配慮して架設を再開できる。ただし、参加チームが安全な方法で架設を再開できない場合には、架設を中止し、載荷競技への参加を含め、全てのカテゴリーの表彰を受ける権利も剥奪される。
- (2) 以下のような軽微な違反の場合には、原則として、時間計測は継続するが、事故発生によりペナルティが課される。
工具の落下、河川への侵入など不可抗力な違反
- (3) 架設作業者が負傷した場合や、腹痛などの体調不良を訴えた場合には、チームリーダーは直ちにその旨を審判員に伝え、審判員は架設時間計測を中断する。
時間計測の再開時には、架設作業者を交代して減員を補充することができる。

3.2.8 修理

- (1) 架設完了後、ボルトの増し締めなどの橋梁の修理を要する場合、チームリーダーは、直ちに審判員に修理を申し出なければならない
 - a) 接合部に不安がある場合には、載荷試験中の安全のためにも修理すべきである。
 - b) 修理には架設競技と同じ規則が適用される。
 - c) 修理時の人数が架設競技より少ない場合でも人数は架設競技と同様としてカウントする。
 - d) 修理のための時間は、実際に要した時間の 150% (1.5 倍) としてカウントする。
 - i. 修理に当たることのできる作業者は架設作業時と同じ人数でなければならない。

- ii. 審判員の開始の合図があるまで、架設作業者は架設ヤード内で待機し、開始の合図の後で、架設ヤードの外へ出て橋梁を修理しなければならない。
- (2) 修理の完了後、架設作業者全員が架設ヤードまで戻り、チームリーダーが「安定」と宣言した時点で架設時間の計測を終了する。

3.2.9 橋梁および構造確認

橋梁の架設（または修理）の完了後、橋梁を橋台に設置した状態で、桁下空間がルールに従っていることを確認する

3.2.10 橋梁の横方向の安定性の確認

橋梁を仮置き場に移動した後に、圧縮力を受け持つ主構または主桁の支間中央付近に5kgf程度の荷重を水平方向に載荷し、横方向の変位が30mm以内であることを確認する。ただし、載荷位置は、審判員が決定する。また、塔や張り出し部についても、参考として5kgf程度の荷重を水平方向に載荷し、横方向の安定性を確認する。

3.2.11 橋梁の重量計測

- (1) 橋梁を仮置き場に移動した後に、橋梁の重量を4つの体重計で計測し（図-3.2），それらの合計値を橋梁の重量とする。
- (2) 体重計をはじめとする重量計測機器の示す数値について、デジタル式の場合は機器の示す表示桁数そのままを記録する。アナログ式は、針の最小メモリとその1/10を目測して記録する。
- (3) 荷重載荷用の床版、工具、橋台と各橋梁のアピール用のポスターは橋梁の重量に含めない。

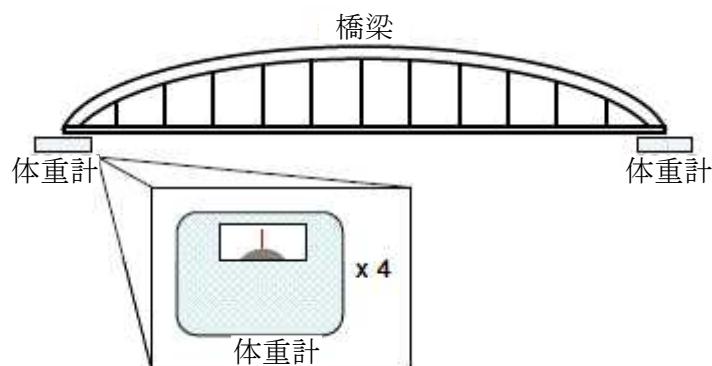


図-3.2 4つの体重計を用いた橋梁重量の計測

3.2.12 プレゼンテーション（オンライン）

- (1) 自チームの橋梁の概要（橋梁の特徴、美観、設計、製作、架設における創意工夫、製作に際して苦慮した点、など）について動画にまとめ、YouTubeにて指定期間中「限定公開」としてアップロードする。アップロードされた動画に対し、指定審査日（9月2日午後予定）にオンラインで審査員との質疑応答を行う。質疑応答は動画再生を含め10分（予定）とする。審査団が評価し、順位付けを行う。
 - a) プrezentation動画は1チーム当たり5分間とする。
 - b) 指定審査日、質疑応答時間は別途通知される。

3.2.13 禁止事項

- (1) 架設現場外での作業
- (2) 橋台の移動
- (3) 溶接機や電動工具の使用
- (4) ものを投げる行為
- (5) 落としたボルト、ナットおよびワッシャー等の再利用
- (6) 架設現場内における潤滑油・潤滑剤の使用
 - 潤滑油を架設現場の地面に落してはならない
- (7) 架設作業者が、橋梁、橋梁の一部分や工具を使って、自身の体重を支える行為
 - a) それらに寝そべる、上に立つ、腰かけるなどの行為は一切禁止する。
 - b) 橋梁そのものに体重や力を掛けることは禁止行為に該当する。ただし部材同士の接合が困難な場合においては、その限りではない。
- (8) 河川を渡る。
- (9) 架設ヤードの外で、架設ブロックの移動や支持を1人で行う。
- (10) 架設ヤードを除いて、部材、工具やボルト・ナットを一時的に地面に置くこと。
- (11) 工具を落とした場合、かつそれらの予備が準備されていない場合には、その旨を審査員に申告して落としたそれらを再利用することができる。

3.3 美観・デザイン競技

3.3.1 橋梁のバランス、プロポーション、優美さや仕上げを含む、橋梁の存在感などにもとづき、審査員および各チームがプレゼンテーション用動画を基に投票を行い、展示された橋梁の美観・デザインに対して点数をつける。

3.3.2 各チームは投票権1を有する。自チームの橋梁には投票できない。

- (1) 審査員は点数のほか、評価理由をGoogle formへ入力する。
- (2) 審査員の印象で行ってよい。

3.4 載荷競技

- 3.4.1 載荷作業は各チームのメンバーが行う。また、審判員と確認の上、載荷競技の開始、終了の合図、及び錘の管理は競技者が行うこと。
- 3.4.2 橋軸方向を南北、橋軸直角方向を東西とする
- 3.4.3 載荷競技開始直前に審判が1度サイコロを振り、出た目の数字によって図-3.3に示す載荷位置①～⑥が決定される。
- 3.4.4 全チームが同載荷位置で錘を載せる。また、全載荷位置に対応できるように、横桁を備えていなければならない。
- 3.4.5 載荷重量は「木製床版1枚+100kgf」である。木製床版1枚十錘の合計重量が107kgfを越えていればよい。
- 3.4.6 木製床版は2部材以上の横桁によって安定的かつ水平的に支えられなければならない。
- 3.4.7 載荷競技中に木製床版が不安定挙動、もしくは落下した場合は失格となる。
- 3.4.8 木製床版は横桁以外の部材に触れてはいけない。
- 3.4.9 木製床版に留め具が触れてはならない。
- 3.4.10 橋梁は、載荷前から載荷終了まで全橋台の指定領域と常時接していなければならぬ。
- 3.4.11 床版を橋梁上に設置後、たわみのイニシャル計測を行う。
- 3.4.12 錘の床版上の設置位置は図-3.4に示す。
- 3.4.13 たわみ計測点は木製床版の1/4点、3/4点の2点とする。これらをA点、B点と呼称する。
- 3.4.14 変位計の先端は床版下面に当てる。
- 3.4.15 たわみ計測点においては床版下側に変位計を設置できるだけの空間を確保しなければならない。
- 3.4.16 錘用角型鋼棒は橋軸（南北）方向に設置する。
- 3.4.17 たわみ記録値は100kgf載荷より30秒経過時点でのA点とB点の平均値を記録とする。
- 3.4.18 たわみ記録値が0未満となった場合は、「10mm」を記録値とする。
- 3.4.19 載荷状況に関わらず、いずれかの変位量が±10mmを超えたときは崩壊とみなされる。
- 3.4.20 突然の橋梁の崩壊に備えて支間中央および張り出し部の桁下にストッパーを挿入する。
- 3.4.21 審判員は、作業者や周囲の者の負傷が危惧されるような載荷を行おうとしている場合、載荷試験時の橋梁の崩壊、過大なたわみや横倒れ等を生じそうな場合には、それ以上の競技の続行を中止させることができる。

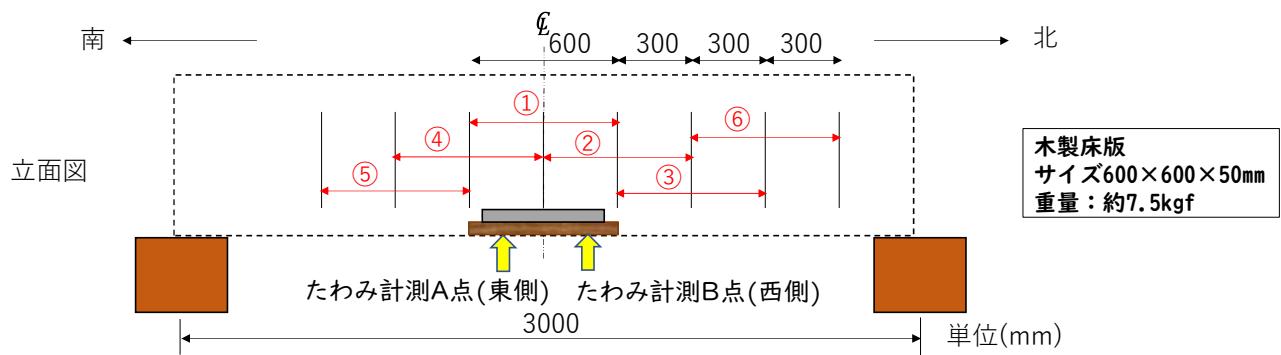


図-3.3 載荷場所とたわみ計測位置

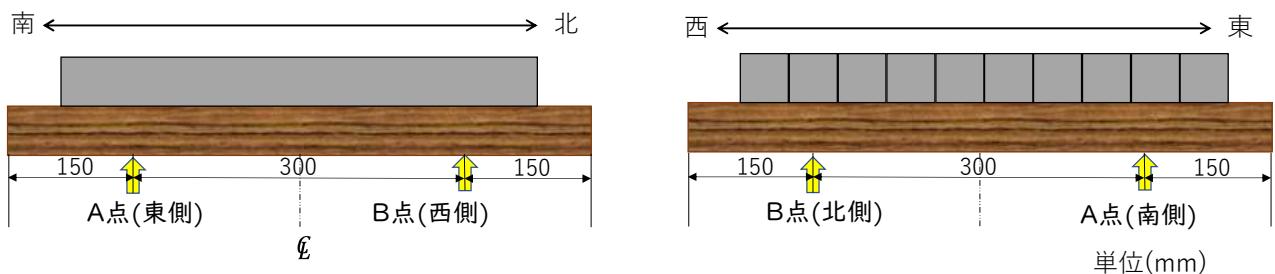


図-3.4 木製床版の概要および錘の設置位置

4. 表彰と採点

4.1 表彰

4.1.1 コンペティションでは、架設ポイント、構造ポイント、美観（展示）、および総合評価の4部門でポイントを算出し、各部門に対して上位2チームを表彰する。

4.2 架設ポイント

4.2.1 架設ポイント C_c は次式で計算する。

$$C_c \text{ (ポイント)} = (\text{架設作業者の総数 (人)}) \times (\text{総架設時間 (分)}) \times 5 \text{ (ポイント)}$$

4.2.2 架設作業者の総数 (人)

(1) 架設作業者の総数は次式で計算する。

$$\text{架設作業者の総数} = \text{陸上作業者数} + \text{河川内作業者数} \times 2$$

- a) 現場監督者を配置する場合、現場監督者を1名として総数に加算する。
- b) 登録した架設作業者と当日の架設作業者が異なる場合には、いずれか多い方の人数とする。
- c) 架設競技中における、架設作業者の減員は考慮しない。
- d) 架設作業者数が少ないほど、採点上は有利となるが、安全への配慮が欠ける場合は、架設を中止させる場合がある。

4.2.3 総架設時間（分）は次式で計算する.

$$\begin{aligned} \text{総架設時間 (分)} &= \text{架設に要した時間 (分)} + \text{修理に要した時間の } 150\% \text{ (分)} \\ &\quad + \text{ペナルティ (分)} \end{aligned}$$

ここで、ペナルティ（分）は時間に換算されるペナルティのこと.

4.3 構造ポイント

4.3.1 構造ポイント C_s は次式で計算する.

$$C_s \text{ (ポイント)} = \text{橋梁重量 (kgf)} \times 10 \text{ (ポイント)} + \delta \times 100 \text{ (ポイント)}$$

4.3.2 4.3.1 の橋梁重量は次式で計算する.

$$\text{橋梁重量 (kgf)} = \text{橋梁の重量 (kgf)} + \text{ペナルティ (kgf)}$$

ここで、ペナルティー (kgf) は重量に換算されるペナルティのこと.

4.3.3 橋梁のたわみの平均値の目標値を 0mm とする.

4.3.4 係数 δ

$$\delta = \text{橋梁のたわみ (mm)} \quad (\delta \geq 0)$$

$$\delta = 10 \text{ (mm)} \quad (\delta < 0)$$

4.4 美観・デザインポイント

4.4.1 投票により順位を決定する.

4.4.2 投票の結果、複数チームが同じ得票数の場合には、構造ポイントが小さいチーム順に上位とする.

4.4.3 美観・デザインポイントの順位により、総合ポイントの計算に用いる評価係数 Y_A を決定する.

4.5 総合ポイント

4.5.1 総合ポイントは、架設ポイント C_c と構造ポイント C_s の重みつき合計値に、プレゼンテーションに関する評価係数 Y_p および美観・デザインに関する評価係数 Y_A を乗じ、次式で計算する.

$$\text{総合ポイント (ポイント)} = (0.7 \times C_s + 0.3 \times C_c) \times Y_p \times Y_A$$

4.5.2 プrezentation

審判員が、①発想、②構造、③意匠、④架設上の工夫の各項目を 5 段階（評価点：非常に良い(4), 良い(3), やや良い(2), 普通(1), 特になし(0)）で評価し、順位を決定する.

a) 複数チームが同じ獲得点数の場合には、同順位とする.

b) プrezentation の順位により、総合ポイントの算出に用いる評価係数 Y_p を決定する.

4.5.3 評価係数 Y_p , Y_A の算出

プレゼンテーションおよび美観・デザインに関する評価係数は、順位に基づいて図-4.1 により決定する.

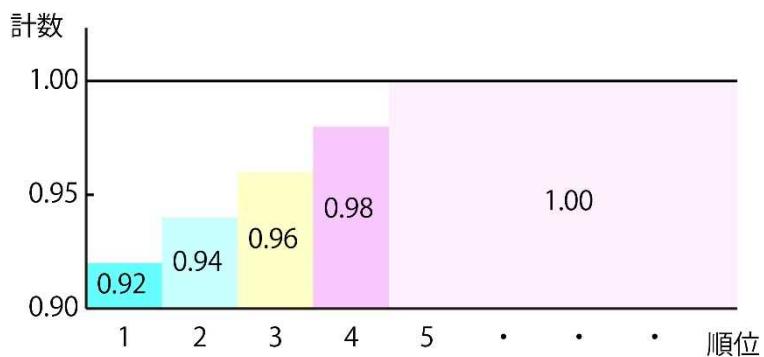


図-4.1 順位と評価係数 Y_p および Y_A の換算

5. オンライン参加

5.1 動画

載荷競技ではリアルタイムオンラインにて、大会本部からカメラで視認できる状況下において、床版の重量証明、錘の重量証明をしたうえで 100kgf 以上の載荷をする。全載荷状態で 30 秒間の状況まで、画像共有すること。

5.2 橋梁条件

橋梁条件は対面式と同じとする。

5.3 架設サイト

動画の冒頭にて図-2.1 に示す架設サイトを準備し、巻き尺、コンベックスなどで架設サイトのディメンジョンが正しいことを示さなければならない。架設サイトのサイズは±3cm 程度の誤差があっても許容される。

5.4 橋台

図-2.2 と同様なサイズのものを準備しなければならない。動画内において、橋台の設置位置が図-2.1 と同様であることを示す必要がある。橋台面上の橋梁設置エリアについては、明瞭となるように目立つようにしておくこと。

5.5 部材検査

部材の大きさが大きいものについて 150×150×800mm 以内であることを動画にて示す必要がある。

5.6 架設競技

- (1) 架設競技は 3.2 と同様に実施するが、ペナルティ等は自己申告とする。
- (2) 架設サイトのテープの貼り方は図-5.1 に従うこと。テープの色は変えて構わないが、2 色用意すること。テープは養生テープを想定しているが、架設中に剥がれなければテープの種類は養生テープに限定しない。

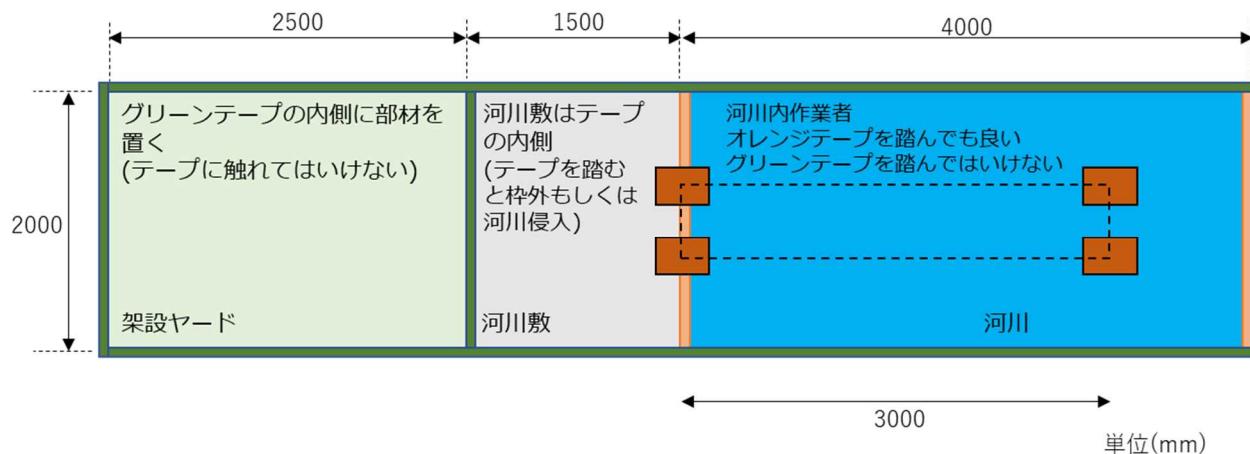


図-5.1 架設サイトのテープの貼り方

5.7 プレロード

架設競技終了後から載荷競技開始までの期間に、載荷プロセスの確認および計測機器の動作確認を目的として、床版+10kgfまでのプレロードを行ってよい。プレロードは図-3.3に示す①~⑥の各載荷位置に対し1回までとし、最大6回まで行ってよい。1回あたりのプレロードは床版を載せてから除荷完了まで1時間以内に終えること。プレロードの荷重は床版重量を含め、合計20kgf以内に収めなければならない。

5.8 載荷競技

自己の確認に基づき橋梁が安定的に耐荷できると判断した場合は、100kgf以上の錘を用いて静的に載荷できる。錘はどんなものでも良いが、重量を動画内で示す必要がある。床版はおよそ $600 \times 600\text{mm}$ の大きさとし、厚さはおよそ50mmとする。床版重量は7kgf以上なければならない。3章で説明された横桁の条件を満たしていれば、横方向の安定性証明は省略できる。

5.9 表彰

5.1~5.8を遵守すれば、全カテゴリーにおいて表彰対象となる。

6. 用語および定義

6.1 架設作業者

チームの中で、架設競技に参加する学生を指し、登録が必要である。

6.2 陸上作業者

陸上において架設作業を行う架設作業者を指す。

6.3 河川内作業者

河川内において架設作業を行う架設作業者を指す。

6.4 現場監督者

架設作業者以外で、架設競技中に声掛けにより指示を出す学生を指し、登録が必要である。マスク着用が義務付けられる。

6.5 部材

150×150×800mm の箱に収まるように製作された剛な部材。

6.6 架設ブロック

3つまでの部材を接合し、架設ヤードで組み立てられたもの。

6.7 架設部

架設競技中に組み立てられ、その一部が橋台と接触する架設済の連続した部材群。

6.8 留め具

鋼製のボルト、ナットおよびワッシャーを指す。ボルトは、JIS B1180 に規定された鋼製六角ボルトとする。

- (1) ボルト、ナットおよびワッシャーは接着または溶接などにより固定してはいけない。
- (2) 公称長さ（首下長さではない）が 75mm 以上のボルトを用いてはならない。
- (3) ボルトには加工や改造を行ってはならない。
- (4) 塗装は施してよい。
- (5) ワッシャーは用いづとも良い。

6.9 部材同士の接合部

部材が容易に抜け出したり脱落しないような接合部としなければならない。

7. ペナルティ

- 7.1 規則や指示に従わない場合には、以下のようなペナルティが課される。
- 7.2 架設競技中のペナルティは架設時間に、それ以外のペナルティは橋梁重量にそれぞれ換算される。
- 7.3 橋梁重量に換算されるペナルティ
- 7.3.1 部材の大きさの制限
- (1) 違反部材と留め具の総重量 (kgf) ×5 倍 +5kgf
 - (2) 違反部材の重量の最低値は 1kgf とする。
- 7.3.2 枠下空間の確保
- 超過分 x が $0 < x \leq 5$ (mm) の場合 → +10kgf
 - 超過分 x が $5 < x \leq 10$ (mm) の場合 → +20kgf
 - 超過分 x が $10 < x$ (mm) の場合 → +橋梁の全自重
- 7.3.3 車両通行空間の確保
+橋梁の全自重
- 7.3.4 橋台の指定範囲以外での橋梁の接触
+20kgf
- 7.3.5 載荷時に橋梁が橋台の指定範囲から浮き上がる
+10kgf
- 7.3.6 床版を安定的に設置できない
+20kgf
- 7.3.7 床版を支持する横桁が載荷位置①～⑥それぞれにおいて、2 本以上設置されていない
+20kgf
- 7.3.8 床版が横げた以外の部材と接触している
+20kgf
- 7.3.9 指定された JIS 規格以外のボルト類の使用
1 箇所に付き +5kgf
- 7.3.10 指定された位置に変位計が設置できない
変位計 1 基に付き +20kgf

7.4 架設時間に換算されるペナルティ

- 7.4.1 架設中の部材、工具等の落下
落下回数をカウントする。
- 7.4.2 留め具（ボルト、ナット、ワッシャー）
(落とした留め具の数) ×5 (sec.)

7.4.3 工具の落下

(落とした工具数) ×10 (sec.)

7.4.4 部材の落下

(落とした部材数) ×20 (sec.)

7.4.5 架設部の落下

(落とした回数) ×20 (sec.)

7.4.6 河川への侵入（陸上作業者）

(1) 陸上作業者の作業服、ズボンや靴が河川内に触れてもカウントする。

(侵入した回数) ×5 (sec.)

(2) 注意を与えても侵入を継続するなど悪質な場合

20 (sec.)を追加

7.4.7 陸上への侵出（河川内作業者）

(1) 河川内作業者の作業服、ズボンや靴が河川外敷地に触れてもカウントする。

(侵入した回数) ×5 (sec.)

(2) 注意を与えても侵出を継続するなど悪質な場合

20 (sec.)を追加

7.4.8 架設作業員、現場監督者以外による架設中の声掛けや指示出し

(指示出し回数) ×40 (sec.)

8. その他

8.1 本ルールブックに記載されていない行為、事項については審判団の合議のもとペナルティを決定する。

8.2 本ルールブックおよびFAQは公式ホームページ (<http://bricom.jp/>) , (<https://www.facebook.com/Japan.Steel.Bridge.comp/>) に掲載する。

8.3 ルールブックの更新はホームページを通じて通知する。隨時ホームページを確認し、最新版の内容を把握すること。

8.4 JSBC2020 Q&A 及び JSBC2021 Q&A (随時更新)も参考にした上で、本ルールブックに関する質問がある場合には、以下に問い合わせること。ただし、回答には時間要する場合もあるので、注意すること

問合せ先：福井大学 学術研究院 工学系部門建築建設工学講座

准教授 鈴木 啓悟

Email: suzuki-k@u-fukui.ac.jp

8.5 オンライン参加上の競技に係る質問がある場合には、以下に問い合わせること。ただし、回答には時間要する場合もあるので、注意すること

問合せ先：名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科

教授 渡辺 孝一
Email: koichiw@meijo-u.ac.jp

8.6 実施要領や会場、運営方法など本ルールブック以外に関する質問は、以下に問い合わせること。

問合せ先：名古屋工業大学 工学研究科 社会工学専攻 環境都市分野
准教授 永田 和寿
E-mail : nagata@nitech.ac.jp